

赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び 運営等に係るガイドライン

令和8年6月

赤穂市教育委員会

赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン

赤穂市教育委員会

1 趣旨

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月22日付け7ス庁第1839号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添2以下「国のガイドライン」という。）に基づき、赤穂市では、「赤穂市の部活動地域展開について」（令和8年1月14日付）を踏まえて、その受け皿となる認定地域クラブ活動団体の適切な設置及び運営を確保するため、赤穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は認定地域クラブ活動に求める基本的な事項等を取りまとめた「赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定します。

2 認定地域クラブ活動とは

- (1) 認定地域クラブ活動 地域でスポーツ又は文化芸術活動を行っている地域クラブ活動のうち、赤穂市立中学校の学校部活動を継承、発展させたもので、教育委員会が認定した活動をいう。
- (2) 地域クラブ活動 地域でスポーツ及び文化芸術活動を行っている任意の団体で、教育委員会が認定地域クラブ活動として認定していない活動をいう。

3 認定地域クラブ活動の目的

- (1) 認定地域クラブ活動の活動を通して、生徒たちが生涯にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動に取り組む場を確保します。
- (2) 地域の指導者等を中心に、地域を基盤とした社会教育として認定地域クラブ活動を推進することで生徒の心身の健全育成を図ります。
- (3) 教職員の働き方改革の一環として、学校部活動に従事する負担を軽減することにより、生徒に向き合う時間の確保と地域と連携した教育活動の質の向上を図ります。

4 認定地域クラブ活動の設置について

- (1) 申請と認定等について

- ① 認定地域クラブ活動を設置しようとする団体は、生徒や保護者が安心して安全に活動できるよう、ガイドラインに示す事項を遵守することを条件とします。
- ② 認定地域クラブ活動を設置しようとする団体は、赤穂市における認定地域クラブ活動の趣旨、条件等を理解したうえで、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保と、心身の健全育成等を図るための指導方針を明確に示す「申請書兼誓約書」等の必要書類を作成してください。
- ③ 認定地域クラブ活動を設置しようとする団体は、赤穂市認定地域クラブ活動申請書兼誓約書（様式第1号）、赤穂市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書に関係書類を添えて教育委員会に提出してください。
- ④ 教育委員会は、申請団体の活動内容等を審査し、赤穂市における認定地域クラブ活動として認定し、赤穂市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第2号）により通知をします。
- ⑤ 教育委員会は、認定地域クラブ活動の活動状況等について把握に努め、適切な運営等について指導助言を行います。登録条件に反する事態が発覚した場合は、協議を行い登録抹消するなど所定の対応を行います。

（2）認定地域クラブ活動の参加対象と応募について

- ① 認定地域クラブ活動に参加する生徒は、競技又は実技経験や技量、障害の有無等に関わらず、認定地域クラブ活動で活動することを希望する赤穂市内の公立中学校に在籍するすべての生徒とします。ただし、市外からの参加もありえるため、教育委員会が特に認めた場合はこの限りではありません。
- ② 教育委員会は、生徒が円滑に所属したい認定地域クラブ活動を選択するために、認定地域クラブ活動一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、ホームページ等により公表します。（団体の加入状況等により随時更新します。）
- ③ 各中学校は、生徒が所属したい認定地域クラブ活動を選択するための資料として一覧表を活用し、各認定地域クラブ活動の活動方針、内容等を周知します。
- ④ 生徒は、自らが活動したい認定地域クラブ活動を選択し、参加する場合は保護者の同意を得て、各認定地域クラブ活動所定の申込書等を認定地域クラブ活動に提出します。

5 認定地域クラブ活動の適切な運営について

（1）指導者の確保と資質向上について

- ① 認定地域クラブ活動は、生徒にとってふさわしい環境を整備し、安心して安全な活動を確保するための指導者を配置し、指導技術の担保による専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めてください。
- ② 認定地域クラブ活動の指導者は、生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質を高め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶を徹底してください。
- ③ 教育委員会が地域クラブの適切な指導に資することを目的に開催する赤穂市部活動地域展開運営委員会が開催する研修会を、毎年受講してください。
- ④ 運動系認定地域クラブ活動の指導者は、公認スポーツ指導者資格等を取得することが望ましいです。

(2) 保険の加入について

認定地域クラブ活動は、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険へ必ず加入してください。

(3) 会費の設定と適切な会計処理について

- ① 認定地域クラブ活動に参加するための費用は、受益者負担を原則とします。
- ② 認定地域クラブ活動は、生徒や保護者等の理解を得ながら、円滑な活動の維持、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定してください。
- ③ 認定地域クラブ活動は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。（「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」準拠）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

(4) 適切な活動の確保について

- ① 認定地域クラブ活動は、特定の種目や分野に継続的に専念する活動とともに、生徒の希望や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保に努めてください。
- ② 認定地域クラブ活動は、生徒の安定的・継続的な活動を確保するため、活動場所等を工夫してください。
- ③ 認定地域クラブ活動は、生徒による円滑な活動を確保するために、年間、月間等の活動計画等を作成し、事前に生徒及び保護者に示してください。

- ④ 教育委員会は適切な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等についての相談窓口を設置します。相談があった場合は、認定地域クラブ活動は事実確認等とともに、教育委員会の指導助言に対して適切に対応願います。

6 合理的で効率的・効果的な取組について

(1) 適切な指導の徹底について

- ① 認定地域クラブ活動の指導者は、活動において練習効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めることや、バーンアウトにつながることを正しく理解し、発達の個人差や成長期における体と心の状態に十分配慮したうえで指導を行ってください。

※バーンアウト（燃え尽き症候群）とは、過剰かつ慢性的なストレスを受けた結果として生じる情緒的消耗感。

- ② 指導者は、活動にあたっては生徒の安全・健康面に配慮するとともに、暴力・暴言、行き過ぎた指導、あらゆるハラスメント等の根絶を徹底してください。

(2) 活動日、活動時間、活動場所、及び適切な休養日等の設定について

認定地域クラブ活動は生徒に無理のない活動とし、次に掲げる活動時間、適切な休養日の設定を原則として活動してください。ただし、各認定地域クラブ活動の実情を踏まえ、教育委員会と協議のうえ生徒に無理のない範囲内で柔軟に対応できることとします。

- ① 認定地域クラブ活動の活動時間は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう適切な休養日等を設定してください。
- ② 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設けてください。平日は少なくとも1日、休日においても1日以上を休養日としてください。
- ③ 休日に大会参加、練習試合等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替えてください。
- ④ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行ってください。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度の長期の休養期間を設けてください。
- ⑤ 一日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休日（学校の長期休業中を含む。）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行ってください。

- ⑥ 休養日、活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、参加する生徒の学校行事や定期試験等とともに地域の行事等に配慮してください。

7 安全に配慮した適切な指導について

(1) 生徒の自己指導能力の育成について

- ① 指導者は、生徒の健康管理について注意喚起を図り、生徒自らが体調の変化に応じて練習を軽減したり中止したりするなど、怪我や事故を回避する能力を育成してください。
- ② 指導者は、生徒が自分自身や他人の安全を積極的に確保できるように指導してください。

(2) 安全指導の充実について

- ① 認定地域クラブ活動は、指導の充実とともに、様々な状況に適切に対応するために複数の指導者による活動を原則とします。また、指導者と生徒間で約束された安全面に十分に留意した練習内容で活動することとし、指導者は状況に応じて臨機応変に練習内容の変更の判断をしてください。
- ② 指導者は、活動中の急な天候の変化（雷、竜巻等）や自然災害の発生（大雨、地震等）に伴う危険を理解・予測し、安全面に十分配慮して活動してください。そのために、地域クラブで気象警報発表時の対応や緊急連絡体制について適切に整備してください。資料に対応の例として「気象警報等発令の対応ガイドライン《保護者用》」（赤穂市教育委員会）を掲載していますので参考にしてください。
- ③ 指導者は、予測される危険性の事前確認や、用具・練習場所の安全確認と、正しい使用方法を指導してください。また、使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け等の安全指導について十分に行ってください。特に新1年生をはじめ、経験が少なく器具等の扱いや活動内容について不慣れな生徒もいることから、安全に十分配慮した指導を行ってください。

(3) 生徒の健康管理について

- ① 指導者は、活動前後に個々の生徒の健康観察をすることはもとより、生徒の心身に与える影響を考慮して、活動中も生徒の心身の健康状態を把握し、生徒の動きや顔色等、変化に応じて柔軟な指導を行ってください。
- ② 指導者は、定期考査や学校行事を考慮し、生徒の心身の健康状態やその時々体調に応じた無理のない活動内容としてください。

(4) 熱中症に対する予防の徹底について

指導者は、生徒の安全確保の観点から、各種目等の特性を踏まえて熱中症対策に適切に取り組んでください。資料に対策の例として「救急対応フローチャート」(赤穂市部活動地域展開運営委員会)を掲載していますので参考にしてください。

(5) 重大事故発生時の対処について

- ① 認定地域クラブ活動は、年度当初に重大事故発生時の対応手順等について確認してください。
- ② 指導者は、応急手当や救命措置、心肺蘇生法の正しい手順や、AEDの設置場所と使用方法を理解し、事故発生時には確実に実践してください。
- ③ 万一、重大事故が発生した時は、指導者は「生命の確保」を第一に、救急搬送等について迅速かつ適切に対応するとともに、保護者や関係機関に速やかに連絡し、十分に連携を図ってください。
- ④ 重大事故が発生した場合は、認定地域クラブ活動は事故の状況とその対応等について、教育委員会に連絡してください。

(6) 生徒指導に係る問題への対応

- ① 認定地域クラブ活動の活動中に生徒同士のトラブルやいじめが発生した場合は、認定地域クラブ活動が主体となり、保護者及び学校と適切に連携しながら責任をもって問題の解決にあたってください。
- ② 特に、生徒間のいじめを認知した場合は、学校と適切に連携しながら、事実に基づいて解決を図ってください。
- ③ 問題解決が困難な場合は、教育委員会とも連携を図ってください。

8 学校との適切な連携について

(1) 生徒の望ましい成長の保障

- ① 認定地域クラブ活動は、これまでの学校部活動の意義や役割について継承・発展させ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう、学校教育関係者等と必要な連携ができるように留意してください。
- ② 認定地域クラブ活動における生徒指導上の問題が、生徒の学校生活に影響する場合も想定されるため、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、認定地域クラブ活動は学校に適切に情報提供し、連携しながら解決にあたってください。

(2) 地域全体で生徒の活動支援

認定地域クラブ活動として生徒の活動状況や、スケジュール等について学校と共通理解を図りながら適切に連携してください。学校としても役割を自覚し、認定地域クラブ活動と適切に連携しながら、地域全体で生徒の望ましい成長を保障する環境づくりに努めます。

9 大会参加について

(1) 運動部系認定地域クラブ活動の対応について

- ① 中学校体育連盟（以下「中体連」という。）をはじめとする各種大会は、活動の成果発表の場として認定地域クラブ活動から参加することを原則とします。
- ② 中体連大会参加にあたっては、認定地域クラブ活動は当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録するとともに、定められた期間内に赤穂市部活動地域展開運営委員会事務局に認定地域クラブ活動認定手続きを申請し、認定を受けてください。また、県中体連が示す参加資格や競技毎に示される細則、大会運営への協力等も含めた規定に基づいて適切に対応してください。
- ③ 各種大会に参加するための様々な条件、規定等の情報は、認定地域クラブ活動が各主催者から収集し、対応してください。

(2) 文化部系認定地域クラブ活動対応について

- ① 文化部系認定地域クラブ活動において、活動の成果発表の場として大会やコンクール等に参加する場合は、上記運動部系認定地域クラブ活動と同様に、認定地域クラブ活動からの参加を原則とします。
- ② 各種大会に参加するための様々な条件、規定等の情報は、認定地域クラブ活動各主催者から収集し、対応してください。

【参考資料】

- ・※参考資料 別紙「気象警報等発令の対応ガイドライン《保護者用》」 赤穂市教育委員会
- ・別冊「救急対応フローチャート」 赤穂市部活動地域展開運営委員会